

こ支虐第396号
こ支家第426号
令和7年10月10日

都道府県
指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
各 中核市
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
家庭福祉課長

「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の
報告のためのガイドライン」等について

児童養護施設等において重大事案が発生した際の手引き及び参考として使用されることを目的として、「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、令和7年10月10日から適用することとしたので、御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村への周知につき御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

おって、本通知の施行に伴い、令和6年7月16日こ支家第406号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知「「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」等について」は、令和7年10月9日限りで廃止する。

記

1 「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン」について

本ガイドラインは、重大事案の範囲や重大事案発生時の施設等及び都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の報告及び対応方法について取りまとめたものである。

(1) 重大事案の発生報告を求める施設等の範囲

児童自立生活援助事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者、妊産婦等生活援助事業を行う者、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、一時保護施設及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 33 条第 1 項、第 2 項、第 19 項又は第 20 項の委託を受けて一時保護を行う者（以下「一時保護委託先」という。）（以下「施設等」という。）とする。

なお、中核市においては、母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業を行う者に限る。

また、都道府県において、上記以外の施設等を含めて「重大事案」の報告を求めることを妨げるものではない。

(2) 報告対象とする重大事案の範囲と重大事案発生時の対応

ア 重大事案の範囲

こどもの権利が著しく侵害された事案	<ul style="list-style-type: none">・ 死亡事案（事故、病気、自死など）・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）・ 施設等を利用するこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの・ その他 （例）こどもの安否や所在が不明な事案
その他の事案	<ul style="list-style-type: none">・ こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く）

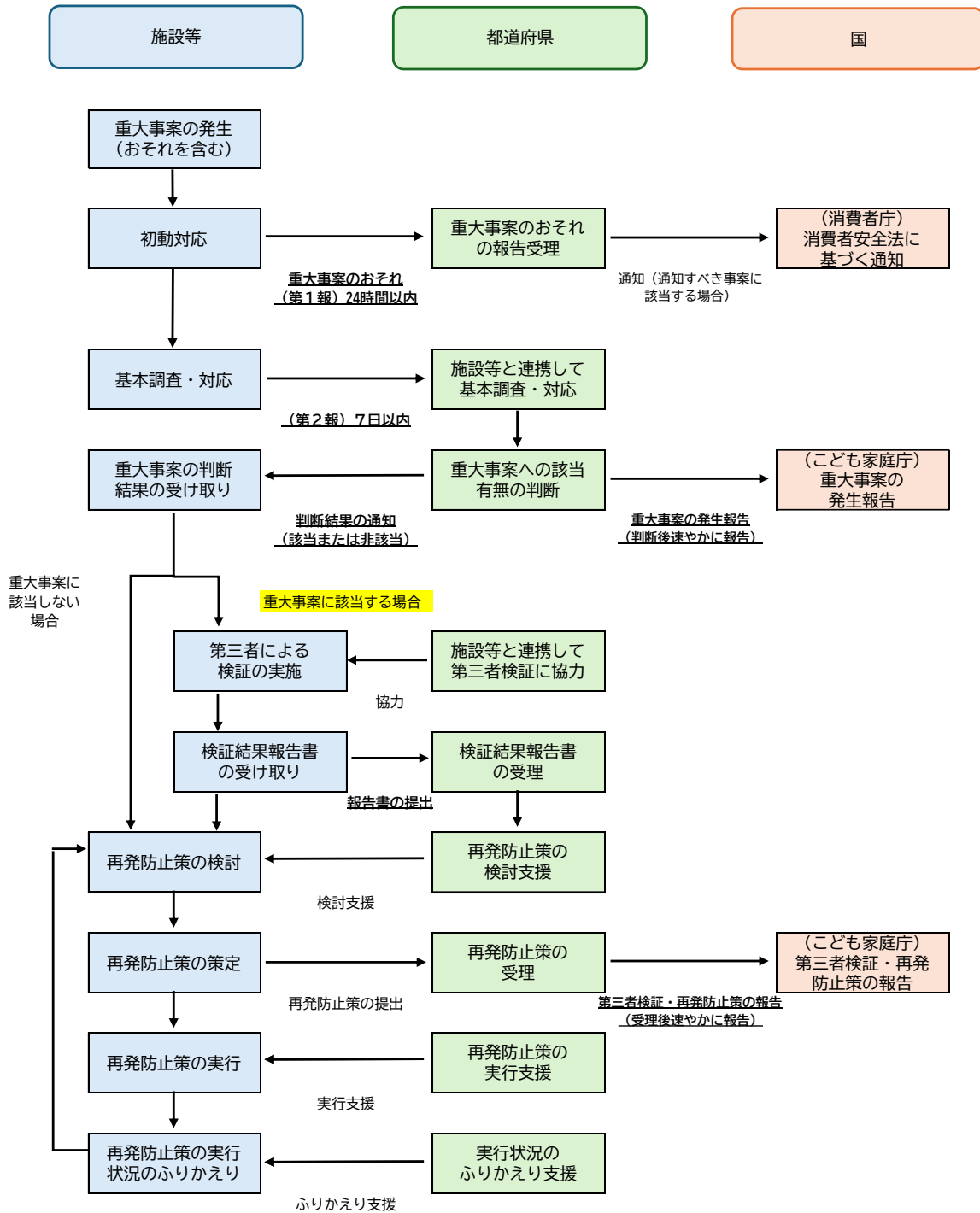
※ 被措置児童等虐待については除く。

イ 重大事案発生時の対応

- ① 施設等は重大事案の範囲を参照し、判断に迷う事案を含めた「重大事案のおそれのある事案」が発生した場合には、都道府県に報告する。
- ② 都道府県は、施設等から「重大事案のおそれのある事案」の報告を受理した場合は、必要な情報を収集した上で、本ガイドラインに定める重大事案に該当するか否かを判断し、判断結果を施設等に通知するとともに、重大事案と判断した場合にはこども家庭庁支援局家庭福祉課に報告する。

(3) 「重大事案のおそれのある事案」発生から報告及び対応の流れ

(図中の太字が本ガイドラインで定めていること)



2 「児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の対応マニュアル」について

本マニュアルは、施設等において「重大事案のおそれのある事案」が発生した場合や都道府県により重大事案と判断された場合に活用するものである。

なお、児福法第 33 条の 10 に規定する「被措置児童等虐待」を受けたと思われるこどもを発見した施設等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（令和 7 年 9 月 25 日付けこ支虐第 360 号・こ支家第 398 号・こ支障第 357 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長・障害児支援課長連名通知）により対応されているところであるが、その後、都道府県から指導を受けた場合には、本マニュアルを活用し、再発防止に取り組んでいただきたい。

(1) 利用対象

都道府県及び施設等とする。

(2) 対象とする重大事案と活用方法

ア 重大事案

ガイドラインが定める国への報告対象とする「重大事案」の範囲		本マニュアルの活用場面と活用箇所	
		「『重大事案』のおそれのある事案」が発生したとき	都道府県により重大事案と判断されたとき
こどもの権利が著しく侵害された事案	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事案（事故、病気、自死など） ・治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む） ・施設等を利用するこども間において発生した問題行為（いじめ、暴力、性問題等）により権利侵害を受け、被害が重篤なもの ・その他 （例）こどもの安否や所在が不明な事案 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 初動対応 3. 基本調査 4. 基本調査と並行して行う対応 	<ul style="list-style-type: none"> 5. 第三者検証 6. 再発防止策の策定・実行
その他の事案	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが犯した罪により、刑法犯として家庭裁判所から検察庁へ逆送となった事案（罰金刑は除く） 	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> その他の事案は本マニュアルの対象外とします。 </div>	

イ 被措置児童等虐待

対象とする「重大事案」	本マニュアルの活用場面と活用箇所	
	被措置児童等虐待を受けたと思われるこどもを発見したとき	都道府県から指導を受けたとき
被措置児童等虐待 (施設職員等による児童虐待)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応してください。 </div>	
	6. 再発防止策の策定・実行	

(3) 重大事案対応の基本的な流れ

	ガイドラインが定める国への報告対象とする「重大事案」			被措置児童等虐待
	死亡事故、重篤な事故等※ ¹	自殺	こども間の問題行為(いじめ、暴力、性問題等)	都道府県から指導を受けたとき
初動対応	応急手当 救急要請 警察への通報 現場保存	応急手当 救急要請 警察への通報 現場保存	事案の把握(発覚)	※3 「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応
	体制確保 都道府県・児童相談所に連絡(第1報) 保護者に連絡	体制確保 都道府県・児童相談所に連絡(第1報) 保護者に連絡	体制確保 加害者・被害者の分離 都道府県・児童相談所に連絡(第1報) 保護者に連絡	
	状況の記録 警察の現場検証への協力	状況の記録 警察の現場検証への協力		
基本調査・対応	基本調査(都道府県と連携) 報告(第2報)	基本調査(都道府県と連携) 報告(第2報)	基本調査(都道府県と連携) 報告(第2報)	
	施設等を利用するこどもの養育継続 心のケア	施設等を利用するこどもの養育継続 心のケア	施設等を利用するこどもの養育継続 心のケア	

	保護者への対応 他の保護者への 説明情報の公表	保護者への対応 他の保護者への 説明情報の公表	保護者への対応 他の保護者への 説明情報の公表	
都道府県が「重大事案」や「被措置児童等虐待」の発生と判断したとき				
第三者 検証	第三者検証（都 道府県と連携）	第三者検証（都 道府県と連携）	第三者検証（都 道府県と連携）	※3 を活用して 対応
再発防止 策の策定 ・実行※2	再発防止策の策 定・実行・ふり かえり	再発防止策の策 定・実行・ふり かえり	再発防止策の策 定・実行・ふり かえり	再発防止策の策 定・実行・ふり かえり

※1 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（後遺障害を伴うものも含む）

※2 結果的に「重大事案」や「被措置児童等虐待」と判断されなかった場合も取組むことが望まれます。

※3 「被措置児童等虐待」と判断された場合は「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を活用して対応する。